**大都市制度（特別区設置）協議会**

≪第１１回議事録≫

■日　時：平成３０年５月２８日(月)　１０:００～１０:４４、１１:１１～１１:１７、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　１１:３４～１１:３５

■場　所：大阪市役所７階　大阪市会　特別委員会室

■出席者：今井豊会長、松井一郎委員、吉村洋文委員、岩木均委員、河崎大樹委員、

（名簿順）横山英幸委員、花谷充愉委員、みつぎ浩明委員、杉本太平委員、

　　　　　八重樫善幸委員、中村広美委員、山下昌彦委員、辻淳子委員、守島正委員、

　　　　　德田勝委員、黒田當士委員、川嶋広稔委員、辻義隆委員、山田正和委員、

　　　　　山中智子委員

（今井会長）

　おはようございます。定刻となりましたので、第11回大都市制度（特別区設置）協議会を開催いたします。

　まず、定足数の確認ですが、本日は２分の１以上の委員にご出席いただいておりますので、協議会規約第６条第４項に基づく定足数に達し、会議が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

　なお、５月21日付で大阪府議会議長から委員交代の届け出があり、徳永委員に代わりみつぎ委員にご就任いただいております。また、25日付で岩木大阪府議会議長がご就任されましたので、本日より大橋委員に代わりご出席をいただいております。以上、ご報告申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

　本日の協議は、代表者会議で協議調整いただいたとおり、前回に引き続き事務局質疑を行いたいと思います。質疑時間は、代表者会議での合意に基づき、維新39分、自民30分、公明27分、共産18分の範囲内で、ただいま申し上げた順番により行いたいと思います。

　時間が限られておりますので、着座したまま発言することとし、適宜資料などを使って質疑を行っていただくことで進めていきたいと思います。

　なお、発言される場合は、インターネット配信をしている関係から、まず挙手をしていただきまして、私が指名をしてからマイクを通してご発言いただきますようよろしくお願いいたします。

　事務局におきましては、挙手をして、職名と氏名を名乗った上で、着座したままご発言いただければと思います。

　それでは、維新、德田委員からお願いいたします。

（德田委員）

　大阪維新の会の德田です。今日はまず私から質疑させていただきます。

　改めて、特別区長、総合区長、行政区長の予算の権限について、それぞれ実施することになる事務の予算額で比較をしたいと思います。特別区、総合区、行政区、それぞれの予算は、素案ではどのように示されているか教えてください。

（今井会長）

副首都推進局楠見課長。

（事務局：楠見財政調整担当課長）

　お答えいたします。

　特別区につきましては、特別区素案において、国庫補助金などの特定財源を除く平成27年度の一般財源ベースでの決算額をお示ししております。総合区、行政区につきましては、総合区素案において、平成28年度の歳出ベースでの予算額をお示ししております。特別区素案でお示ししている金額と総合区素案でお示ししている金額では、比較しているベースが異なることを踏まえた上でお答えいたします。特別区では6,766億円、総合区では、総合区執行予算を含めまして284億円、行政区では、区ＣＭ自由予算を含めまして241億円となっております。

（今井会長）

德田委員。

（德田委員）

　資料配付の許可をお願いいたします。

（今井会長）

　はい、どうぞ。

（德田委員）

　資料をお配りしている中では、先ほどの特別区6,766億、総合区は284億、行政区では241億と書いたものと、後ほどご説明させていただきます資料をつけております。２月14日、大阪市会の大都市・税財政制度特別委員会の私の質疑の中で、総合区で実施する事務に係る予算が、一般市の権限事務１兆3,000億円のうち約1,160億円、１割弱程度が一般市権限のうち総合区の権限となることを確認しました。先ほどの総合区長の予算284億円との違いは何でしょうか。教えてください。

（今井会長）

中野課長。

（事務局：中野事務事業担当課長）

　お答えいたします。

　委員お示しの1,160億円につきましては、各委員のお手元にも配付しております総合区事務分担案から一般市権限の事務や任意事務等について総合区の事務分担としている事務の事業費によって答弁したものでございます。284億円はこの1,160億円のうち総合区設置により総合区長がマネジメントできる予算額をお示ししたものであり、その差は、例えば子ども子育て支援に係る施設型給付費や扶助費の支給等の総合区の事務ではありますが、総合区長の裁量が及ばない義務的な事業費等でございます。

（今井会長）

德田委員。

（德田委員）

　ありがとうございます。総合区長の権限、一般市の義務的なもの１兆3,000億のうちマネジメントできる額は284億、義務的なものを含めても１割弱ということがわかりました。素案に示されております予算額では、予算ベースや決算ベース、財源構成、義務的経費の有無など算出の前提条件がそろっておらず、厳密な比較ができないものであります。事務分担案に記載されております平成28年度予算の事業費を用いて、特別区、総合区、行政区の予算額について、概算でよいので比較はできないかと理事者に依頼をしていたところ、やりとりを通じてお配りした資料、一番最後のページですが、この資料にまとめましたので、これに基づき説明をお願いいたします。

（今井会長）

中野課長。

（事務局：中野事務事業担当課長）

　お答えいたします。

　委員ご指摘の特別区、総合区、行政区の予算額を用いた比較に関しましては、事務配分を検討するに当たって、人件費を除く平成28年度の予算ベースで事務分担案として整理を行いましたことから、概算ではありますが、ただいま配付されました資料によりお答えさせていただきます。

　現在、24行政区の予算につきましては、資料の左側のグラフのとおり、平成28年度一般会計予算において、区関連予算として計上しているものを合計いたしますと、約960億円となっております。総合区につきましては、資料の中央のグラフにお示ししているとおり、総合区の事務分担案で総合区とした事務の事業費に、現在、区が予算を所管している事務の事業費を加えますと、約1,250億円となります。特別区につきましては、資料の右のグラフでお示ししているとおり、特別区の事務分担案において、局が所管している事務を特別区と仕分けた事務に係る事業費の集計額に、現在区が予算を所管している事務の事業費及び府から移管される事務の事業費を加えますと、約9,370億円となります。

（今井会長）

德田委員。

（德田委員）

　ありがとうございます。以上まとめますと、裁量が及ばない義務的な事業費などを含めた予算の比較では、現行24行政区960億円に対して、総合区は1.3倍程度の1,250億、特別区は7.5倍強の9,370億円となるとのことです。つまりマネジメントできる金額、予算ともに現行の1.3倍程度が総合区の権限ということになります。特別区は7.5倍とのことでした。また、厳密な比較ではないですが、現行の24行政区長、総合区長、特別区長がマネジメントできる財源という意味では、当協議会でも、今日もこれまでも説明があったとおり、現行24行政区長の241億円に対して、総合区長が1.2倍、281億、特別区長は使途を特定しない一般財源という点では6,766億円がマネジメントできる財源と言え、特別区長は現行24行政区長の28倍、総合区長の24倍の財源をマネジメントできることになります。以上から、特別区長は制度上、より大きな権限を有します。総合区が現在の庁舎などを増やさずに行う1.3倍ほど一歩前進のそういう改革に対して、特別区長はより大きな権限を有して身近なところに予算を増やすという点で、特別区長の権限が、現行はもちろん、現行の1.2、３倍ほどの総合区とも比べ物にならない大きさであることを予算額で把握でき、ますます特別区の意義を確認して、具体的な設計が必要との思いを強くしたところであります。

（今井会長）

德田委員。

（德田委員）

　２月22日の大都市制度（特別区設置）協議会において、４区Ｂ案に区割りが絞り込まれたことを受け、特別区の名称及び本庁舎の位置について、４月６日の法定協議会、当協議会で事務局案が提示されました。４月17日の大阪市会の大都市・税財政制度特別委員会でも同じ報告をいただいたところです。

　まずは特別区の名称についてお話ししたいと思います。前回の４月24日の法定協においても、我々の会派の守島委員より質疑を行い、また５月17日、先日の大阪市会大都市・税財政制度特別委員会でも私から質疑させていただきましたが、改めて特別区の名称について、提示いただいている４区Ｂ案の区名について、区名の事務局案決定までの経緯及び理由についてお伺いいたします。

（今井会長）

松山課長。

（事務局：松山戦略調整担当課長）

　お答えします。

　特別区の名称案につきましては、特別区は現行行政区の区域を超えて形成されることから、より包括的なものとする、できる限り住民に親しみやすくわかりやすいものとなるよう極力簡潔なものとするといった基本方針及び他都市分析の内容を踏まえ、他都市でも使用されている事例の多い方角・位置を基本としつつ、区域を包括し、簡潔でわかりやすいものを検討いたしました。具体的には、大阪城を中心とした方角・位置に基づくもの、大阪城を中心とした方角・位置に加え地勢を考慮したもの、各区の位置関係による方角・位置に基づくものにつきまして検討いたしました結果、大阪城を中心とした方角・位置を基本しつつ、よりわかりやすく簡潔で、かつ一つの着眼点で包括的に区名を表現できるものとして現在の事務局案をお示ししたところでございます。

　以上です。

（今井会長）

德田委員。

（德田委員）

　ありがとうございます。包括的な名称ということです。事務局案として示したいただいた区名のうち、大阪城を中心とした方角・位置を基本としつつ、わかりやすいものを検討したとあります。しかしながら、第一区の名称については東西区とありますが、北区より北にある東西と、必ずしも位置的な情報ではないということでわかりにくいと賛否意見が分かれておりました。

　そこで、特別区の名称について、現在事務局案として示されております区名を変えるにはどのようなプロセスが必要となるのかお伺いをいたします。

（今井会長）

松山課長。

（事務局：松山戦略調整担当課長）

　お答えします。

　大都市地域における特別区の設置に関する法律第５条第１項第２号におきまして、特別区設置協定書を取りまとめるに当たりまして、特別区の名称を記載することと定められており、協定書策定時までに本協議会で決定いただく必要がございます。このため、特別区の名称につきましては、本協議会においてご議論いただきたいと考えております。

　以上です。

（今井会長）

德田委員。

（德田委員）

　ありがとうございます。区名を変更するプロセスとしては、本協議会での議論を得る必要があるということです。我々の会派は、東西特別区とされている第一区の市民の皆様を対象に、４月下旬、2,500人以上を対象としてきめ細かく電話調査を行いました。その結果、全体のうちトータルで７割以上の市民の皆様が、淀川区が望ましいとの回答でありました。したがって、改めて我々の会派としての意見表明の場において、東西区という事務局の名称案を淀川区に変更するよう提案したいと思います。

（今井会長）

德田委員。

（德田委員）

　次に、特別区の本庁舎の整備についてお伺いいたします。５月17日、大阪市会の大都市・税財政制度特別委員会において我々の会派の藤田委員から、新たな庁舎の整備について理事者に対して質疑がありました。これを踏まえて、ここで事務局に対して確認をさせていただきます。新しい庁舎を建設する場合、具体的にどこに建設するのか、どのように決まっていくのかと藤田委員は、まず問われました。これに対して理事者からは、庁舎整備全体については、特別区設置が決定した後の準備期間中、活用可能な土地や建物がどこにあるのか調査をした上で、検討していくことになるとの答弁でありました。しかし、そんな悠長なことをしていると、大阪市の保有地を活用するという意味でも、この土地を使いますねと副首都推進局の皆さんが思っていても、その土地の所管局が民間活用を進めてしまうというようなことも想定されますし、このような懸念を解決するためにも、協定書を取りまとめる議論の過程で、可決する前に同時並行で最低限の仮押さえのようなことをしておくべきだと、そんな質疑でありました。理事者からは、素案においては、新たに整備する庁舎は、コストの抑制を重視する観点から、既存の庁舎を可能な限り活用してもなお不足する面積に関して、建設と賃借を柔軟に組み合わせて整備することとしており、特別区の設置が決定された後、具体的な部門別の職員体制についても設置準備期間中に検討することとしております。現時点では、設置場所や整備手法といった具体的な想定は行っていないとのことでした。しかし、これではリスクコントロールが十分できているとは言えません。コスト抑制、まちの活性化の観点から、ＰＦＩの手法、民間の資本を活用することも大切でありますし、スケジュール的にもリスクを回避して同時にメリットを享受するために、進めていくべきことは協定書の可決前に進めていくべきだと考えますが、事務局ではどのように考えているのか教えてください。

（今井会長）

松山課長。

（事務局：松山戦略調整担当課長）

　お答えします。

　委員から、進めていくべきことにつきましては協定書の可決前に進めていくべきというご指摘をいただいておりますが、庁舎のあり方につきましては、今後、本協議会でご議論いただき、それを踏まえる必要があると考えております。本協議会において方針が示されましたら、庁舎を建設する場合と候補地の調査など、進められる事項につきましては対応してまいりたいと考えております。

　なお、新たな庁舎の整備に当たりましては、民間資金やノウハウの活用などによりコスト抑制を図りながら、効率的、効果的な施設整備を進めていく視点は重要なことだと認識しております。

　以上です。

（今井会長）

德田委員。

（德田委員）

　ありがとうございます。庁舎のあり方については、今後、当協議会で議論いただきたいと考えており、この協議会において方針が示されましたら、庁舎を建設する場合の候補地の調査など、進められる事項については対応するとのことであります。先ほど冒頭申し上げました特別区、総合区、行政区の予算の権限から見ても、特別区長には大きな権限があります。一方で、コスト低減のさらなる検討を行うためには、庁舎のコスト低減ができるかをしっかりと検討していきたいと思っています。そのためにも、当協議会で方針が示されましたら早急に庁舎を建設する場合の候補地の調査などを進めてもらいたいと思います。

　以上で私の質疑を終了します。

（今井会長）

　続いて、横山委員、お願いいたします。

（横山委員）

会長。

（今井会長）

横山委員。

（横山委員）

　広域機能の一元化について、特に大阪市が担っている広域機能に焦点を当てて順次ご質問いたします。

　大阪市は、非常に充実した行財政の能力を生かして、鉄道や道路などの広域インフラ整備、観光振興や産業振興、大学や病院などの広域的な事務事業を実施することで、大阪の都市の発展を牽引してきたところは、誰もが認めるところだと思います。しかし、かつて府と市の連携不足により、本来であればもっと効果的に発揮できた大阪の強みを十分生かせなかったため、我々は都構想により制度的に広域機能を一元化し、大阪の成長を実現していきたいと主張しているところです。ただ、広域の一元化に伴い、権限と財源が府に奪われるであるとか、特別区の住民は税の二重負担になるといった批判的なご意見もあります。都構想は、統治機構改革、行政の仕組みの再編であり、税の納付先やサービスの提供主体は変わっても、住民に余分な負担を強いるようなものではありません。こういう観点で、確認も含めて、以下質問してまいります。

　大阪市域では、大都市地域として、一般的な市町村とは異なる高度な行政需要が生まれ、同時に相当な税収があるからこそ大阪市は広域インフラ整備、観光振興や産業振興などの広域的な事務事業を行っていると思いますが、大阪市はどのような考え方で市域外にも効果が及ぶこのような広域的な事務事業を行っているのか、また関連して、大阪市の地域特性についてどのような認識を持っているのかあわせて伺います。

（今井会長）

榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　大阪市の地域特性といたしまして、大阪市域は人口や企業が高度に集積しており、社会資本整備などの大都市特有の行政需要と税収が一体的に備わっている大都市地域というふうに認識しております。大阪市は、こうした地域特性の中で大都市地域における基礎自治体として、広域的な事務事業については市域の都市機能、都市魅力を高めることによって地域住民の利便性を向上させるとともに、市内の企業活動を活性化させる、こうしたことにより大阪市の発展を目指して取り組んでいるものでありまして、ひいては大阪全体の成長や安全安心にもつながるものと考えております。

（今井会長）

横山委員。

（横山委員）

　具体に言いますと、市域全域にきめ細かい高速道路網や地下鉄など鉄道網を整備し、さらには港湾も経営しながら、交通の利便性や効率的な物流など都市機能を高める、また企業立地の促進や観光プロモーションなどを通じて都市魅力を高める、そして大阪全体の成長につなげていく、こういうことを大阪市が現在行っているということだと思います。こうした事務事業については地域を細分化せず、大都市地域において一体的に実施することで、地域全体として都市を発展させていくことが必要であり、効果的だと考えます。このため、大都市制度として政令指定都市制度と都区制度があると理解しておりますが、広域機能の面において両者にはどのような違い、特徴があるのか伺います。

（今井会長）

榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　いずれの制度につきましても、大都市特有の行政需要に対応するための制度でありますけれども、指定都市制度におきましては、政令で指定する人口50万以上の市である指定都市が、大都市としての一体性を確保した大都市行政を行います。都区制度におきましては、広域自治体である都が大都市としての一体性を確保した大都市行政を行うといった違いがございます。また、都区制度につきましては、大都市地域における特別区の設置に関する法律におきまして、人口200万以上の指定都市等において設けることが可能とされており、大都市地域の中でもとりわけ人口や企業が高度に集積し、大都市特有の行政需要が顕著である地域に適用される制度と認識いたしております。

（今井会長）

横山委員。

（横山委員）

　大阪市は人口や企業が高度に集積する大都市地域であり、大都市特有の行政需要と税収が一体的に備わる中で、大都市地域の市町村として、一義的には市域の発展を目指し、市域外にも効果が及ぶような広域的な事務事業を行っているということです。そして、こうした大都市地域においては行政を円滑に行うための制度として政令指定都市制度と都区制度があります。事務の担い手は異なりますが、いずれも大都市地域の行政の一体性を確保する仕組みとなっているということ、また、都区制度は大阪市のように特に大きな大都市地域に適用される制度であるということがわかりました。選択肢の一つである都区制度になった場合、大阪市の事務と財源はどのような考え方で特別区と大阪府に配分されるのか伺います。

（今井会長）

榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　特別区素案におきましては、現在大阪市が担っている機能のうち広域機能を大阪府へ一元化して、基礎自治機能を特別区が担うという役割分担の徹底によりまして大阪の成長を実現するとともに、成長の果実をもとにした豊かな住民生活を実現することを基本方針といたしました。この基本方針に沿って、大阪市が行っている事務については、サービスを低下させないよう特別区と大阪府それぞれに適正に承継をする、大阪市の税や地方交付税等の財源につきましては、特別区と大阪府の事務分担に応じて配分することによりまして、現在の住民サービスを適切に提供できるよう設計しているところでございます。

　以上です。

（今井会長）

横山委員。

（横山委員）

　大阪市が担ってきた役割をなくしてしまうということではなく、特別区と大阪府で役割分担をし適正に引き継ぐ、必要な財源も事務分担に応じて配分し、住民サービスを適切に提供するとのことです。府へ移管された広域事務に対して、特別区の区民が財政調整財源の形で税を負担することになり、これは税の二重負担になるとのご意見がありますが、こういったご意見に対してどのような認識でしょうか。お伺いします。

（今井会長）

芦原課長。

（事務局：芦原財政調整担当課長）

　現在、大阪府は府域全体、大阪市は市域全体の発展という観点から、それぞれの財政負担のもとで広域的な役割を担ってございます。特別区設置後は、この間ご議論されておりますビッグプロジェクトのように、市域の発展といった観点で大阪市が実施しております事業を大阪府に承継するとともに、これに対応して必要な財源を大阪府に配分するというのが今回の制度設計でございます。その際、事業の担い手が変わるものの、負担の観点などが変わるものではございませんので、二重に負担するということになるものではございません。納税者である大阪市民から見ましても、納税先は変わるものの、大阪市に対して負担しております税額と、特別区の区民として特別区及び大阪府に負担することとなる税額に変わりはございません。基礎自治機能につきましては特別区、広域機能については大阪府が責任を果たしていくということになります。こうした点が住民から理解していただきますよう、特別区素案におきまして、大阪府に配分された財源は、現在大阪市が担っている広域的な役割を果たすための事業に充当すること、その充当状況等について、大阪府・特別区協議会で毎年度検証することなど、財政調整制度の制度運用の透明性の確保についてお示しをしております。

　以上です。

（今井会長）

横山委員。

（横山委員）

　ありがとうございます。現行の制度では、ビッグプロジェクト等広域事務に関して府市それぞれに負担している税負担が、都区制度移行後には府に一元的に負担が移行されることがわかります。府において、これまで同様こういった行政事務が実施され、市民は何ら変わりなくこの利益を享受する。市民から見て負担が増えるわけでもサービスを享受できなくなるわけでもありません。市民が直接に享受する行政サービスに関して厳密に精査されて事務分担が整理されており、それに基づく財源は適正に配分される仕組みとなっています。今の質疑応答から、都構想によって何らかの負担が増える、二重負担になるということはあり得ないことが確認できました。

　そもそも、今ご答弁いただきましたように大阪全体で成長するという発想が大変重要と考えます。現在、松井知事、吉村市長の体制下において、大阪の成長戦略を何とか協議しながら進めていますが、成長戦略の方向性を一致させると、現在、大阪においては来阪外国人観光客数、開業率、有効求人倍率や完全失業率、一人当たり府民所得、基準地価などさまざまな数値において近年大きく好転していることは明白です。大阪全体で成長戦略を描く、そして成長の果実を市民、住民が享受する。今の知事、市長体制が何よりの証左です。

　また、一部のインターネットのサイトにおいて、府市再編された場合、住民は二重負担になるであるとか、そのほかにも、一部事務組合が設置されれば三重行政になるであるといった制度の正確な理解を著しく損ねる表現もいまだに散見されます。二重負担については、今しがたやりとりさせていただいたとおり根拠のない表現です。恐らくは、新たな財政調整機能についてうがった表現をすることで、あたかも住民負担が増えるかのような印象操作を狙ったものと考えられますが、こういった表現は制度の正しい理解を大きく損ねるものです。重要なことは、新たな制度において、政令市制度と比較して住民負担が増えるものでは決してないという点です。また、いま一つ、新たな制度において一部事務組合が設置されますが、この点をとり、一部事務組合が設置されると、府、特別区、一部事務組合において三重行政になるという制度の理解に乏しい主張も見受けられます。制度移行に伴い、府、特別区、一部事務組合の事務が狭隘な大阪というこの面積の自治体の中で類似重複して実施されるわけではなく、三重行政という表現は余りにも不適切です。こういった点は、次回の法定協議会以降に引き続き確認させていただきたいと思います。

　なお、一部には、大阪府の借金は増え、大阪市の借金は減少しており、府の借金を市民が肩代わりさせられるかのような表現さえ見受けられます。そもそもこういった主張は、広域自治体と基礎自治体の負債の額を比較し、再編に起因して負担がのしかかってくるという制度上ナンセンスな議論ではあるものの、あえてその土俵で議論したとして、皆様ご存じのとおり、現在地方交付税の代替措置として臨時財政対策債があり、大阪府においてはこの臨時財政対策債の残高が大きく膨らんでいます。臨財債は交付税の代替措置であり、元利償還金相当額は国が後年度の交付税で全額措置するという制度であります。臨財債の総額は地方財政計画の中で決定されていますが、その配分については財政力指数の高い自治体に多く割り振られる制度となっています。自治体の努力で発行を抑制することは困難であり、現在、愛知や神奈川など大阪府と同じく財政力指数の高い都道府県の残高は軒並み増加傾向にあります。現在、大阪府からも国に対して当制度のあり方そのものを是正すべく要望を続けているところです。

　なお、当臨財債等を除いた地方債だけで見たところ、大阪府債残高は大きく減少しており、平成30年度は全会計ベースで２兆8,436億円であり、橋下・松井府政の10年間で１兆2,000億円ほど地方債を減少させています。現時点においても大変厳しい財政状況は続いておりますが、かつて大阪府知事で現自民党参議院議員の太田房江氏の時代に行った減債基金の取り崩しによる大阪府財政への多大なる悪影響を現在立て直すべく、毎年度、減債基金の復元を行っており、これを行いながらも、さきに申し上げたとおり着実に府債残高を減少させている次第です。万に一つも大阪府の借金を市民が肩代わりさせられるような状況は発生しないこともあわせて申し述べておきます。

　以上から、新たな大都市制度になれば、一つ、二重負担になる、一つ、三重行政になる、一つ、大阪府の借金が多いから府に奪われるなどといった住民の正しい理解を著しく損ねる主張に関しては論拠のないものであることを申し述べ、私からの質問を終わります。

（今井会長）

　次に、自民、花谷委員、お願いいたします。

（花谷委員）

　会長。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　現在、大阪府と大阪市は2025年の国際博覧会の大阪誘致に向けて、国、経済界と連携し誘致活動を展開しています。知事、市長においても、地元開催都市の首長として、国内外でのプロモーション活動に取り組まれています。では、大阪万博が実現した場合、その開催に向けた準備事務について、大阪側の窓口は、会場候補地がある特別区、今、東西区という名前がありますけれども、そちらも担うことになるんですか。事務局にお伺いします。

（今井会長）

　辻本課長。

（事務局：辻本事務事業担当課長）

　まず、事務分担の考え方から申し上げますと、特別区素案では、事務分担案の作成基準時点を平成28年５月にしていることから、万博の大阪誘致が決定した場合の準備事務につきましては、事務仕分けの対象としてございませんで、基準時点以降に新たに実施することになる事務については、素案でお示ししてますとおり、その事務分担案の考え方を踏まえて整理を行うこととしてございます。この考え方に基づきまして、万博開催に向けた準備事務の窓口でございますけれども、万博開催は大阪の魅力を世界に発信し、大阪全体の経済成長や活性化に資するものでございますので、素案における考え方を踏まえますと、準備事務に係る地元自治体としての窓口は、特別区設置後は、基本的には大阪府へ一元化されるものと考えてございます。特別区は、会場候補地がある自治体といたしまして、府と連携し、誘致決定後の開催に向けた地域の機運醸成やホスト自治体としての役割を担い、万博の成功に向けて協力していくことになると考えてございます。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　資料配付の許可をお願いします。

（今井会長）

　はい、どうぞ。

（花谷委員）

　配付していただいてますけれども、今の答弁ですね、要は、特別区が設置されれば、大阪側の窓口は府に一元化されるという答弁でした。現在、大阪市は政令市だからこそ万博誘致において府とともに大阪の窓口として活動できているということがわかりました。今市長は、知事と手分けをしてアフリカ諸国を初め各国へプロモーションされていますが、知事ならともかく、大阪市の廃止を主張している市長が、その市での開催を働きかけているというのは自己矛盾です。廃止を主張されている市長から働きかけを受けても、何ら重みも感じないし、特別区が大阪側の窓口になり得ないというのであればなおさらです。大阪万博を実現するためには、知事も市長もさらにトップセールスを続け、私たち議員も超党派でサポートしていかないといけない中で、地元で、開催地の大阪市をなくすという、再び市民を分断するような議論をしている場合ではありません。大阪万博を一致団結して実現させるためにも、不毛な議論はやめにして、法定協議会を廃止すべきと考えます。法定協議会の廃止を申し入れることを求めて、ここで動議を提出いたします。

　なお、この後、公明党さんと共産党さんの質疑もありますので、この動議は次回の法定協議会で採決をしていただいて結構ですので、よろしくお願いいたします。

　それでは、動議を朗読いたします。

　大都市制度（特別区設置）協議会の廃止申入れに関する動議。

　去る５月９日から12日までの間、大阪府議会では、2025年の国際博覧会の大阪誘致に向けた調査の一環として、2015年の国際博覧会を開催したイタリア共和国への視察を行いました。視察を終えた今、万博の誘致実現に、非常に強い危機感を抱かざるを得ません。

　視察では、元ミラノ市長のモラッティ氏との意見交換の機会がありましたが、万博を誘致するために最も重要なことは、首長や議会を含めた地元の自治体はもとより、国や経済界などすべての者が一致団結して取り組むことであることが改めてわかりました。

　モラッティ氏自身は、開催市の市長として、ＢＩＥ加盟国に60回80カ国も出張し、ミラノ市での万博開催を呼びかけ、また、ミラノ市での開催を確かなものとするため、投票直前１カ月前からＢＩＥ本部のあるパリに駐在して、加盟国への働きかけを強めたとのことでした。

　私たち大阪府、大阪市においても、知事、市長、府議会、市会が海外へのプロモーションや機運の醸成に取り組んでいますが、開催地を決定する本年11月のＢＩＥ総会に向け、一致団結を図り、さらに活動を強化していかなければなりません。

　しかし一方で、開催市となる大阪市を廃止・分割するという、市民を分断するような議論が再び知事・市長から持ち出され、府議会や市会では意見の対立が続いています。

　大阪市の廃止・分割を主張し続けるのであれば、市長が大阪市への万博誘致を呼びかけるというのは自己矛盾であり、市長にかわり、知事だけで元ミラノ市長のような活動を行わなければならないことにもなります。

　大阪市の廃止・分割や特別区の設置が不要であることは、前回の住民投票で決着済みであるとともに、住民投票後は我々自民党も協力して改革を進めてきた結果、特別区設置による財政効果も提示できなくなっています。大阪が一致団結して万博の誘致を実現するためにも、再び市民を分断するような議論はやめ、副首都局の優秀な人材と無駄な議論に費やす時間を万博誘致に集中させるべきです。

　本協議会や府市両議会の議論を見れば、特別区設置の賛否に対する各会派の考えは既に明確になっています。

　本協議会は、特別区設置協定書の作成のための協議会であり、特別区の設置に反対の委員が多数である以上、議論を続ける意味はありません。不毛な議論をやめて、本協議会を廃止すべきです。

　本協議会を廃止するため、協議会での議論を打ち切ることについて採決をし、協議会の規約上「協議会を代表する」とされる会長から、知事、市長に協議会の廃止を行うよう申し入れるべきです。

　以上、本協議会の廃止を申し入れるため採決を行うよう、動議を提出いたします。

　平成30年５月28日。

　大都市制度（特別区設置）協議会会長、今井豊様。

　提出者、花谷充愉、以下自民党議員です。

　よろしくお願いします。以上で私の質問を終えます。

（今井会長）

　この件に関しましては会長預かりとさせていただきます。

（松井委員）

　会長、ちょっと。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　これ、今日、今協議会がこの後まだ質問者が残る中で動議が出てきたので、これ動議ですから、次の協議会という時間稼ぎをするのではなくて、本来なら今すぐに採決を求めるのが筋だと思います。この後質問される方も、協議会の動議が通ればその人たちに失礼ですから。これ、一度ここではっきりさせていただきたい。動議が出たんですから採決をお願いしたいと思います。

（今井会長）

　ほかご意見ございますか。

　吉村委員。

（吉村委員）

　今、僕がやってる万博誘致活動が自己矛盾かのように言われたので、ちょっと指摘させてもらいますけれども、今大阪市は広域事務をやってます。それで役割分担をやろうというのがこの特別区設置の目的。これが自己矛盾だというのであれば、今大阪市がやってる大学含めて全ての広域事務が僕がやってるから自己矛盾ということになる。そんなばかなことはありませんので、ちょっとここは撤回してもらいたいぐらいですけど、ただ、こうやって動議が提出されたわけですから、これは市長だけじゃなくて市議会に対してもそうですからね。市議会だってみんなで広域事務を今やってるわけです。それに対する否定にもつながりますから、こんなことされるようでは、この動議採決してもらいたいですね。

（今井会長）

　今お二方から……。

　八重樫委員。

（八重樫委員）

　今、動議の提出者は次回にというふうに求めてるわけですから、今回は次回まで代表者会議でじっくり協議すべきであるというふうに思います。

（今井会長）

　ほか。

松井委員。

（松井委員）

　今、八重樫委員からそういう話ありましたけど、八重樫委員のこれからの質問すら否定するような動議なんです。これはやっぱり質問者が全て終わったならまだしも、これから協議書の中身、設置するための中身の議論をしようと、そのための質問と答弁がこれから行われようとしてる前に、これはもう必要ないじゃないかという動議が出てるわけですから、これははっきりさせたほうがいいと思います。

（今井会長）

　八重樫委員。

（八重樫委員）

　動議出された自民党さんからは、今質問があるので、次回に採決をと言われてるわけで、質問の意味がないと言われてるわけではありませんし、質問を遮るものではありませんので、代表者会議でしっかりと議論すべきであると。取り扱いについては会長預かりにしていただきたいと思います。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　八重樫委員、この自民党の動議の中で、本協議会は特別区設置協定書の作成のための協議会であり、特別区の設置に反対する委員が多数である以上、議論を続ける意味がない、不毛な議論はやめ、万博誘致に集中するため、本協議会を廃止するべきだと。不毛な議論と言われてるんですよ。これでこのまま、次回先送りでこのまま議論するということのほうが僕は質問者をばかにしてると思いますけど。

（今井会長）

　八重樫委員。

（八重樫委員）

　我々は、今回のこの法定協については今後の大阪市のあるべき姿、また大阪府のあるべき姿をじっくり協議すべきだということで提案をし、法定協にも参加をさせていただいておりますので、そういう一会派の意見はあったとしても、本協議会はしっかり続けていくべきだというふうに思いますので、取り扱いについては、会長、しっかり議論した後で行っていただきたいと思います。

（今井会長）

　ほかご意見ございませんか。

　松井委員。

（松井委員）

　今の八重樫委員の意見では、動議に反対だということですから。この法定協議会をしっかり続けていくという意見なら、もうその意見でこの動議については否決という形でいいんじゃないですか。

（今井会長）

　八重樫委員、どうですか。

（八重樫委員）

　中身についてはしっかり精査した上で態度を決めたいと思いますので、次回にしていただきたいと思います。

（今井会長）

　ほかどうですか。

　吉村委員。

（吉村委員）

　これ動議を正式に提出されてるわけですのでね。不毛な議論だというふうに言ってるわけですから、代表者会議で決めるとしても、今自民さんが撤回されるんだったら別ですけれども、撤回されないのであれば、ちょっとここは中断して代表者会議をやって決めてくださいよ。やってることすら無意味だと言われてるわけですから。おかしい。

（今井会長）

　今、吉村委員から代表者会議という提案がありました。確かにここで停滞するわけにいきませんので、ただいまから休憩に入りたいと思います。代表者会議を開催して、その後開催したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

　それでは、ただいまから代表者会議を開催いたします。

（休　　憩）

（今井会長）

　それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

　先ほどの代表者会議では、特にこの動議について持ち帰り、慎重に検討したいという強い声がございました。若干時間いただきたいという声が強くございましたので、次の機会、次の法定協を早急に開いて、その場での動議の件について採決を図りたいというふうなことで代表者会議は決まりました。この件について何かご意見ございますか。

松井委員。

（松井委員）

　動議は本来は、一番最初に審議して態度を決めるということが一般的な議会の運営の規則やったと思うんですけど、これで会議自体をなくそうという動議が出てる中で、このまま中身の議論ということについては非常に議論される方々がこれはもう問題やと思うのでね。だから動議を、次回採決するなら動議を取り下げるか、動議の採決するのが当然やと、こう思ってます。持ち帰り会派の意見なら、至急そういう意見まとめていただくとかね。だって動議が出てるわけですからね。そんないいかげんなルールってちょっとおかしいと思うんですけどね。会長が採決ということになればいいねん。

（今井会長）

　採決はとらないということを決めたので。今日は持ち帰りということ。

　横山委員。

（横山委員）

　動議って、ご存じのとおり議事進行に関して緊急性があるからですね、知事、市長おっしゃるとおり議事進行そのものに対する提案でございますので、通常これは採決すべきです。なので、内容については皆さんご承知おきされましたので、もし採決されたいタイミングがあるんでしたらそのときに出していただいて、今日は取り下げるべきだと思います。

（今井会長）

　ただいまそういう横山委員から意見がありましたが、花谷委員、どうですか。

（花谷委員）

　冒頭、代表者会議での結論、会長からお話がありましたので、代表者会議の決定に異議があるかどうか採決取らはったらどうですか。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　代表者会議というのは協議調整の場で、決定の場ではありませんでして、決定はこの場でされたらいいのであって、私からの提案は、今内容は皆さん周知されましたので、採決されたいタイミングで出されたらいいという話で、今日採決されないのであれば、今日は取り下げるべきです。

（今井会長）

　ほかどうですか。

このまま硬直した状態になりますので、この件については代表者会議で方向性をとにもかくにも先ほどまで議論しましたので、その方向で取扱いさせていただきたいと、そう思います。ただ、先ほど横山委員からもありましたけど、本来的には、動議が出されるということは、本当は即座に、あるいは速やかにその可否を決めるということが本筋だというふうなご意見もあります。したがって、次の法定協を早急に、この件に関して早急に開くということで各会派のご意見、態度表明が必要だと、若干時間が欲しいということのご意見ございましたので、それを踏まえまして早急に次の日程を決定していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

　それでは、いいですか。

　吉村委員。

（吉村委員）

　この後質疑をこのまま続けるということなんですか。

（今井会長）

　そういうことです。

（吉村委員）

　じゃあ動議を提出します。今回のこの動議自体がそもそも議論を続ける意味がなくて、これはもうやめるべきだという議論ですので、この動議が出された後に、さらにそれを前提とした質疑を続けること自体おかしいと思いますから、まずその結論が出ない限りはやらないという動議を提出します。

（今井会長）

　ただいま吉村委員が逆の動議ということで提案されました。これに関して何かご意見ございますか。

　ないですか。

　吉村委員。

（吉村委員）

　先ほど自民の提案が代表者会議で決まったのであれば、僕の動議についても代表者会議で決めてもらいたいと思います。

（今井会長）

　今そういうご意見がございますので、この件について再度代表者会議を開催いたしますので、もう一度代表者の皆さんお集まりください。

（休　　憩）

（今井会長）

　休憩前に続き会議を再開いたします。

　先ほどの吉村委員の、自民の動議についての採決がされない間は質疑を続けるべきではないという動議について、賛成の方、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

（今井会長）

　ご異議なしと認めます。それでは、そのようにいたします。

　本日はこれで閉会いたしますが、次回の日程についてはできるだけ早急に調整いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

　それでは、終わります。どうもありがとうございました。